

イエーリングの明治日本への助言および叙勲：新出資料に基づく再検討

西村，重雄
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2008>

出版情報：法政研究. 61 (3/4上), pp. 59-94, 1995-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

イエーリングの明治日本への助言および叙勲

——新出資料に基づく再検討——

西村 重雄

はじめに

一 イェーリング訪問の日本人

二 イェーリングへの叙勲

おわりに

はじめに

説 論

一九世紀ドイツの代表的法学者ルドルフ・フォン・イエーリング Rudolf von Jhering がゲッチンゲンを訪れた明治政府高官に対し助言を行いその内容が日本側に保存されていたこと、また、明治政府がこれに対し勲二等旭日重光章

の叙勲をしていることは一般には長い間知られないままであった。

イエーリング生誕一五〇年記念シンポジウム（昭和四三年（一九六八年））の機会に、イエーリングの遺族により保管されてきた日本の勲章がゲッチンゲン大学に寄贈された。シンポジウム論文集序言におけるヴィーアッカー教授のこの事実への言及⁽¹⁾によって日本にも初めて知られることとなった。これに着目した山口勉彦氏は、労を重ね、イエーリングが金子堅太郎に対し日本の憲法制定後の政治運営につき助言をしており、これが伊藤博文関係書類として既に昭和九年に公刊されていることを見出され、他方、総理府国立公文書館に保存された叙勲関係資料の探索から、イエーリング叙勲関係資料を発見されたことは大きな功績であった。同氏は、昭和五二年（一九七七年）これを『イエーリング法思想研究(1)』と題し手書き謄写で少数数作成され関係者に配布されたが、その存在を知る者はごく限られていた。同氏は、昭和六二年（一九八七年）に「イエーリングと明治憲法制定——イエーリング叙勲文書の存在について——」と題して中京大学社会科学研究所「社会科学研究」八巻一号（通巻一五号）に公表され、一般に利用可能となったが、未だ広く知られていない状況である。⁽²⁾

本稿は、筆者が、平成四年（一九九二年）ゲッチンゲンで開催されたイエーリング没後百年記念シンポジウム⁽³⁾において「日本におけるイエーリング」と題する報告の機会を与えられたことから、山口論文以降新たに公刊となりまた発見された関係資料を含めて改めて検討しようとするものである。もつともその大部分は叙勲関係資料の検討に当てられ、新たに知見があるとしてもきわめてささやかなものであることを予めお断りしなければならない。

(1) Jherings Erbe, hrsg. von Franz Wieacker, 1970. S.11.

(2) 筆者も、ゲッチンゲン大学法学部バーレンツ教授から、シンポジウムに先立ち、山口氏の昭和五二年のものの写しとその

ドイツ語抄訳の送付をうけて初めてその存在を知ることとなった次第である。笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』(東京大学出版会、一九七九年)、村上淳一『権利のための闘争』(岩波書店、一九八三年)にも昭和五二年の山口氏の研究の引用はないが、本稿は両氏の新たなイエーリング理解と矛盾するものでなく、むしろある意味でそれらを補完する性質を有するものと思われる。なお、山口氏には「イエーリングと近代日本法学」日本法政学会法政論叢第二七卷(一九九一年)四一頁以下および同論文五一頁註(一一)所掲の論考がある。

(c) Cosima Möller 博士の手でまとめられたシンポジウムの概要は、Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Rom. Abt. Bd. 111 (1994) S.769-775: Symposium über Rudolf von Jhering に伝えられている。

一 イェーリング訪問の日本人

(一) 東京大学で長らく刑法学を講じ、自らイエーリングから多くの影響を受けたという牧野英一は、イエーリング没後五〇年記念の論文⁽¹⁾の中で「イエーリングのことは、なほ、宮崎(道)先生と前田(孝)先生とから聴くことができた。この両先生は、その留学中親しくイエーリングに就かれたのであるので、その風采、その性格、その講義ぶり、その演習の模様、その精悍な気質、その快活にしてねんごろな態度、その熱情的にして徹底的に、明朗ながらしかし辛辣なところまで、わたくしは、この両先生から詳しく知ることができたのである」と記す。

「宮崎(道)先生」は東京大学法学部で法制史講座を長年担当した宮崎道三郎(一八五五—一九二八)である。明治一七年(一八八四年)八月渡航し、二二年一〇月に帰国し、法学協会雑誌にその滞独の記事が伝えられる。⁽²⁾また、宮崎道三郎の論文に、「イエーリング氏は羅馬法の大家であります。一日訣別の為め、氏を訪ひましたるに、氏は老婆心を以て、『君は羅馬法を学ばるとも、羅馬法の奴隷とはなり賜ふな』と云はれましたれば、後一書を寄せて

『羅馬法の大家がかかると一言を以て驢とせられたるは、千顆の珠玉を惠與せられたるよりも猶ありがたし』と申送り置きましたが、とにかく今日は獨逸に獨立の精神が盛でありまして、學風も従前とは大に異ひます⁽³⁾。とある。

「前田（孝）先生」は、東京大学法学部の教官ではなく、裁判官であつた前田孝階（一八五八—一九一〇）と思われる。司法省法学校の八年課程を加太邦憲、梅謙次郎などと同時に明治一七年七月に卒業、東京始審裁判所判事試補として、明治一九年（一八八六年）一二月渡航し、明治二三年（一八九〇年）六月帰国、東京地方裁判所長を経て、明治三八年一月宮城控訴院長となり、現職のまま没した⁽⁴⁾。牧野英一は、実務家である前田との交際の中でイエーリングについて聞いたものであろう。

(二) (1) 従来、三好退蔵がイエーリングと接触があつたことは全く知られていなかった。山口氏の見出したイエーリング叙勲申立書が金子堅太郎と連名で作成されていることではじめて問題となることになった。山口氏は金子の後にその勧めで三好がイエーリングに会つたものと推測された⁽⁵⁾。しかし、三好の渡航時期およびその滞独中の伊藤博文への手紙から、三好のイエーリング訪問が先立つことが明らかとなった。

三好退蔵（一八四五—一九〇八）は、日向高鍋藩士の家に生れ、若くして一度欧州に渡航し、帰国後馬場辰猪らの結成した「共存同衆」に参加し、ここで金子堅太郎と知り合う。主として司法省に出仕し、司法畑を歩む。明治一五年二月伊藤博文の欧州歴訪に随行し、引続き一八年四月まで同地で学ぶ。司法次官（在任、明治一九年三月四日—二一年一月九日）を経て更に二一年一二月三度目の欧州渡航に向い明治二二年（一八八九年）イエーリングに会う。帰国後明治二三年八月二一日検事総長、のちに司法次官を経て大審院長となり明治二九年九月までその任にあつた⁽⁶⁾。

(2) 三好が明治二二年八月ベルリンより伊藤博文宛に送つた手紙は従来全く注目されていなかったように見られるの

で、ここに全文を引用する。⁽⁷⁾

拝啓 其後御伺も不申上候。尭益御清健被成御涉候半と信し遙に敬祝罷在候。陳は先達而は態と貴書を賜はり云々電示の趣難有敬承仕候。其後事情も変化致し候に付而は随而彼是御苦心の事も可有之御察申上候。何卒此上共千万御自重一挙一動をも軽く御決し無之様為国家前途切望に堪へす候。随而小生義曾て申上候通ギョツチンゲンより直ちに維納に赴きスタイン翁に依頼可致歟と相考候得共、イェーリング氏より注意の義も有之、且つ官庁出入の都合有之候に付尚又伯林に出て研究には怠らざる積に候得共、何分所志の万一も酬る能はず、初老後の学問は迎も物に成らざる事を悟り切齒慙愧の次第に御坐候。加之本年九月初を以て此地出発帰朝致し候様総理大臣より電報有之、予想の日月之か為めに減縮し益思ふ所を尽す能はず、中心安んぜざるもの不尠、何を以て知己の恩に報答すへきや何の面目にて帰朝すへきや実に憂慮に堪へす候。然し命の在る処は固く従順の義務を尽すへき覚悟に有之候間決して苦情述へ不申候。但し無余義事情に而九月初に出立致し候義は六ヶ敷に付其旨総理大臣并司法大臣え申入れ置候間、其事情は自然御承知被下たる事かと存候、実に英雄多兒か將貧乏子沢山か本月廿一日荆妻安産女子を挙げ申候。幸に母子共大丈夫に而順路に経過仕候。此段御吹聴申上候。乍憚御安神可被下候。又御憐笑可被下候。

右の次第に而産後少くも二ヶ月は母子の為に動くことを許されず候間、無余義十月下旬若くは十一月初に此地出立帰途に上り候事に可相成と想像罷在候。是亦御承領可被下候。尤此義は別に総理大臣え言上不致候間自然山県、山田両大臣え御面会の御節も候は、御一声御伝へ被下可然御取計被下度伏而奉願候。書外後鴻否不遠拝芝を期し此分要事のみ御願申上度如此御坐候。誠恐頓首

八月廿七日 伯林城外に於而

伊藤伯殿閣下

三好退蔵

二啓 時下折角御愛護專要奉存候。乍憚令室え宣布御致声奉願候。○此節出生の女子は伯林を記念の為め林と名け申候。御一笑可被下候也。

この文面からすれば、三好がイエーリングに接触したのは、単なる偶然ではなく、事前に計画されていたもののように見られる。その際、司法省派遣の前田孝階が、前司法次官のゲツチンゲン訪問に関し何らかの関与をしたことは想像しうるが、具体的なことは知られていない。

(3) なお、イエーリングの没後日本から送られた弔辞の中に、三好退蔵が署名していたことが判明した。弔辞が送られたことは、牧野英一の記述の中に現われるが、その具体的内容については知られていなかった。しかし、近時、ハノーバー・クーリエ紙、一八九四年（明治二十七年）一月二十八日号にゲツチンゲンからの通信として載っていることが判明した。⁽⁹⁾ その記事によれば、一〇名の署名者の中に「現在の (gegenwärtigen) 大審院長」が含まれるとなっている。

児島惟謙が、イエーリング逝去の約一ヶ月前に当る明治二五年八月二三日に大審院長を辞任し、このため部長名村泰蔵が、院長心得を勤め、明治二六年三月三日になって三好退蔵が院長に任ぜられている。弔辞が日本語で作成されていたことを考えると弔辞の到着と新聞での伝達に多少の時間のズレは了解され、また、明治二十七年一月二月現在の大審院長としては三好以外はありません。弔辞の署名にある三好の肩書が判れば、作成年月も推測しうるかもしれない。また残りの九名の署名者もどこかで記録されていないかと希望される。

(三) この他、当時、ゲッチンゲン大学において法律学を学んだ者として、「日本の相続法——一八九〇年の法典における法定相続権」の学位論文を提出し、明治二四年（一八九一年）四月四日に同大学において法学博士号を取得した岸小三郎がいる。¹⁰⁾

この他、この頃にゲッチンゲン大学で法学を学んだ可能性のある者として山川幸男（のち一高教授）、および橋本重幸（のち日本生命保険役員）の名が伝えられる。¹¹⁾

(四) (1) 金子堅太郎（一八五三—一九四二）が福岡出身であること、若くして旧黒田藩主の援助を得てアメリカ合衆国に留学しハーバード・ロー・スクールに学び、のち連邦最高裁判事となるホームズ¹²⁾の知遇を得ること、明治一一年「共存同衆」において三好退蔵らと知り合うこと、明治一三年より元老院に出仕し、三好の推薦もあり伊藤博文の知遇を得、明治憲法制定に大きな役割を果たしたことは、いずれもよく知られているところである。¹²⁾

貴族院書記官長に就任する予定となっていた金子堅太郎は、憲法が制定されたのち開設されるべき議会の運用についての具体的実務と問題点を欧米諸国において調査するため、中橋徳五郎らを随行として、明治二二年（一八八九年）七月二一日横浜を出航し、米国を経て、欧州各国を歴訪し金子は帰途も米国を経由して、明治二三年（一八九〇年）六月六日横浜に帰国した。その出発に際し、伊藤博文『憲法義解』および関連法令の完成したばかりの英訳¹³⁾を持参した。

金子堅太郎が憲法についての批評および欧米議会制度運用のために訪問した学者は、次のとおりである。

米国、ホームズ Oliver Wendell Holmes（一八四一—一九三五）、ハーバード大学憲法学教授サヤ James Bradley Thayer（一八三二—一九〇二）、国務長官ブレイン James G. Blaine（一八三〇—一八九三）

仏国、元老院議長秘書官兼パリ大学教授ルボン André Lebon (一八五九—一九三八)

英国、オックスフォード大学憲法学教授ダイセー Albert Venn Dicey (一八三五—一九二二)、哲学者スペンサー Herbert Spencer (一八二〇—一九〇三)、オックスフォード大学教頭アンソン Wilhelm Reynell Anson (一八四三—一九一四)、ロンドン大学フレデリック・ハリソン Frederick Harrison (一八三一—一九二二)、ケンブリッジ大学政治学教授セヂウィック (シドゥウキック) Henry Sedgwick (一八三八—一九〇〇)、オックスフォード大学法律学教授ブライス James Viscount Bryce (一八三八—一九二二)

ドイツ語圏においては、学者としては、ベルリンのグナイスト Rudolf Gneist (一八一六—一八九五)、ウィーンのシュタイン Lorenz von Stein (一八一五—一八九〇) および、ゲッチンゲンのイエーリングに面会を求めている。前二者は、日本とかねて緊密な関係のある人物であり、特段の説明を要しない。イエーリングを金子が訪問したことについては、三好の助言が当然考えられるが、なおそれ以外の要素が働いたのかは現在の段階では分らない。

(2) 金子堅太郎はイエーリングとの会見につき次のように記している。

「十月二六日「ゲッチンゲン」大学教授「イヤリング」氏と面会す。通訳は当時伯林大学に日本語を教授する井上哲次郎をして之に当らしむ。「イヤリング」曰く余は羅馬法の教授なり、政治学の教授にあらず。君若し政治・憲法政治の事を問はんと欲すれば、余は其の適任者にあらざるを自信せり。然れども折角の来訪なれば聊か貴下の参考まで一言を陳述すべしと云ひ了りて、雄弁明晰、句々文を成し彩を発し、午後八時より十二時に至り殆んど四時間に涉りたり、其の説く所羅馬法の専攻教授にあらず、皆な政治学の原理に基き憲法政治の政策を論述したるものにあらずるはなし。其の論説頗る有益のもの多ければ帰来一々其の要点を記述す¹⁴⁾」

なお、二度目の訪問があったことが知られる。

「十一月十一日「イヤリング」氏書を寄せて再び余の来訪を促したるに依り、同氏を訪ひ晩食を共にし、再び日本の憲法政治に論及し獨逸及び欧州諸国の実例に依り之を精細に説明せられたり、其引證及び立論の明確なることは驚嘆賞讃するの外なきなり」⁽¹⁵⁾

(3) 金子堅太郎は帰国後、会見した人々との内容につき報告書を作成した。その中では、イェーリングとの会見は次のように伝えられ、その内容はここで再録するに値する⁽¹⁶⁾と考えられる。

獨逸法律博士イヤリング氏トノ談話

明治廿二年十月廿六日獨逸「ゲチンゲン」府ニ於テ

貴國ハ明年ヲ期シ議會開設ノ由ナレバ、孝國ノ憲法上ニ於テ經驗シタルコトニ付愚見ヲ陳述シテ貴下ノ諮問ニ對ヘントス。

第一 千八百五十年孝國ニ於テ憲法ヲ制定シテ國會ヲ開キシトキ、政府ノ尤モ注意セシモノハ上院ニアラズシテ下院ニアリ。下院ノ靜否ニ依テ其政治ニ非常ノ影響ヲ及ボスモノナリ。其初回ノ景況ハ始終國會ニ附隨スルモノニシテ尤モ顧慮スベキモノナリ。

日本ノ法律ニ依レバ上院ハ皇族、華族及勅選ト民選トノ議員ヲ以テ成立スルモノトス。是レ小生ノ尤モ賛成スル所タリ。殊ニ帝王ニ終身議員ヲ選任スルノ權ヲ與ヘタルト、地方ノ大地主及資本家ヲシテ上院ニ列セシムルトニ至テハ、小生ガ平生懷抱スル宿論ニ適シタリ。此勅選議員ニ付テ小生ガ貴國政府ニ望ム所ヲ述ントス。此勅選議員ハ上院ノ骨髓ナリ。此議員ニ依テ帝室ハ常ニ上院ヲ左右スルモノナリ。若シ貴族及民選ノ議員ニシテ過激ニ走ルノ憂アルトキニハ、着實ナル終身議員ヲ選抜シテ其過激ヲ制スルモノナリ。又若シ頑固習舊ニ傾クトキニハ、有爲活潑ナル者ヲ選任シテ其頑固ノ風ヲ洗攘セントス。故ニ明年貴國ニ於テ此勅選議員ヲ選任スルハ、貴族中ノ

選舉議員及最多額納稅者ヨリ選舉スル議員ノ氣風及論說ヲ觀察シタル後ニ於テスベシ。而シテ其選任スル議員ノ人員モ亦最多限ニ上ラザル様ニ注意シ、幾分カ人員ヲ殘スコト必要ナリ。何トナレバ議會開會ノ後ニ於テ上院ノ傾向頓ニ一變シテ大ニ政府ニ反對スルコトモアルベシ。又下院ニ於テ非常ナル反對論者アリテ、政府ニ於テモ其人ヲ他ニ變ゼシムルノ必要ヲ感ズベシ。然ルトキニ此殘シ置キタル勅選議員ニ他ヨリ適當ノ人物ヲ任ズルカ、又ハ下院ノ反對論者ヲ轉任セシムルカノ方策ヲ採ルコトヲ要ス。兎モ角モ此勅選議員ヲ常ニ滿員セシムルコトハ政府ノ得策ニアラザルナリ。

第二 皇太子及今上皇帝ノ直系ノ子孫ハ上院ニ列スルノ權ヲ有スルモ、平素ハ議場ニ列セザルコト緊要ナリ。何トナレバ帝王ハ常ニ尊嚴ナルコトヲ要ス。故ニ後來帝王トナルベキ人物ヲ常ニ議場ニ列セシメテ、他ノ議員ト伍ヲ同セシムルハ、帝王ノ尊嚴ヲ減殺スルノ傾キアリ。又人民ヲシテ皇子孫ノ言論舉動ヲ議場ニ於テ比較シ、皇子孫ノ優劣賢愚ヲ評論シ、其極終ニ皇太子ヲ廢シテ第二第三ノ皇子ノ帝位ニ即カレンコトヲ希望スルノ念ヲ起サシムルノ恐レアリ。故ニ其他ノ皇族ト雖モ可成丈ケハ平素議場ニ列セザルコトヲ希望ス。但シ開院及閉院ノ議式ニハ正裝ヲ着ケ議場ニ列シ、帝室ノ威嚴ヲ示スコト緊要ナリ。

第三 上院ヲ設クルノ必要ハ下院ノ急激ナル議決ヲ調停スルニアリ。故ニ政府ハ常ニ上院ヲ己レノ味方ニ取り込ミ、議案ハ先ヅ下院ニ下シ、其議場ニ於テ到底維持辯護スルコト能ハザル事件ハ、其議案ノ上院ニ廻送アルノ時期ヲ待テ、上院議員ヲシテ政府ノ意見ノ如ク終ニ議決セシメ、而シテ上院ヲシテ下院ト協議セシメ、政府ハ直接ニ其衡ニ當ラザルヲ宜シトス。

第四 政府ヨリ議會ニ出席シテ議案ヲ説明スルハ大臣ノ職掌ノ一タリ。然レドモ議場ハ演說ヲ主トスルモノニシテ、大臣悉ク雄辯家ニアラザルナリ。故ニ議會ニ於テ演說スル爲メニ主務省ノ事務ヲ管理セザル大臣ヲ内閣ニ置クコ

ト必要ナリ。是レ英國ニアル「ミニスター、ウイザウト、ポオートフオリョー」ト云フ。此大臣ハ演説ニ巧ミニシテ能ク議員ト交際シ、政府ノ議案ヲ繼持通過スルノ技倆ヲ有スルモノタルベシ。此議案説明者ハ樞密顧問次官局長等マデハ位置高カラズシテ議員ヲ説キ附スルノ勢力ナシ。現ニ李國ニテハ大臣ノ代理ニ樞密顧問（「ゲハイムラート」）ヲ議會ニ派遣セシムルコトアレドモ、大臣程ノ勢力ナシ。主務省ノ事務ヲ管理スル才能ト議場ニ於テ答辯スル技倆トハ同一ノ人ニ望ムベカラザルモノナリ。故ニ二派ノ職掌トシテ議會ニ對シ、一ハ内閣ニ於テ主務ノ事務ヲ總轄シ、一ハ議場ニ於テ議案ヲ答辯スルヲ可トス。

第五 議會ヲ開設シタル各國ノ例ニヨレバ、議會ハ悉ク改進黨急激ノ傾向ヲ有スルモノナリ。故ニ議會ヲ開クトキニハ政府ハ斷然共同一致シテ保守主義ヲ採ルコト第一ノ急務ナリ。政府ニシテ保守主義ヲ確守スレバ急進ノ憂ナク、秩序ヲ紊ルノ恐ナク、漸々ニ國政ヲ増進スルノ途ニ著クモノナリ。然レドモ政府ニシテ保守主義ヲ確守スルコト能ハザルトキハ、國家ノ政事、法律、其他社會萬般ノ事ハ皆壞亂ノ境ニ陥ルモノナリ。

第六 政府ハ斷然保守主義ヲ採ルト雖モ、亦改進黨急激ノ議員トモ交際スルコト尤モ必要ナリ。故ニ議會開設後ノ國務大臣ハ私交上ニ於テ勉メテ議員ト交際スルヲ要ス。或ハ夜會ヲ催シ、或ハ宴會ヲ設ケテ已レニ反對ノ議員ヲ招キ、之ト團欒シテ談笑スルコト議會ヲ統禦スルノ第一ノ方策ナリ。是レ李國ノ「ビスマルク」公ノ政策ナリ。

第七 内閣ト議會トノ關係ハ頗ル緊要ノ問題ナリ。李國ノ大宰相「ビスマルク」公ノ政略ニ依レバ、政府ハ保守主義ヲ採ルト雖モ、議會ニ於テハ各政黨ノ上ニ立テ常ニ國政ヲ處理スルニアリ。然レドモ平素各政黨ト關係ヲ着ケ、一朝事アルトキニハ皆己レノ政略ヲ贊成スル様ニ致スコトハ政治家ノ祕術ニシテ、學者ノ論究スベキコトニアラズ。然ルニ政府ハ議員選舉ニ干涉シテ政府黨ヲ作ルコトハ、憲法上又ハ道義上ニ於テ爲スベキコトニアラザルナリ。然レドモ政府ヲ贊成スル議員ヲ官吏ニ選拔シテ其氣風勢力ヲ養成スルコトハ、政府ノ尤モ爲スベキコトナ

リ。此權ナケレバ政府ノ一致鞏固ヲ爲スコト能ハザルナリ。又政府ニ反對スル議員ヲ制スル方法ハ全ク行政上ノ處分ヲ以テスベキモノナリ。行政權ノ範圍内ニ於テ此處分ヲ爲スコトハ政府ノ特權ナリ。假令バ反對議員ノ住居地ヨリ鐵道布設、工業設置其他行政官ノ許可ヲ請求スルコトアルトキニ當リ、行政權ヲ以テ之ヲ許可セザルコトモ亦政府ノ爲シ能フ所トス。

第八 議會ニ於テ非常ノ反對議員ヲ出シ其雄辯ト才能トニ至テハ頗ル議場ヲ風靡シテ大ニ政府ヲ苦ムルトキニハ、其議員ニ勲章ヲ與テ其功勞ヲ賞シ、或ハ外國ノ公使ニ轉任セシメ或ハ第四ニアル所ノ演說大臣ニ採用スルコトモ亦反對者ヲ制スルノ一ノ方略ナリ。

第九 宗教ト政治トハ理論上分離シタル如クナレドモ、實際ニ於テハ宗教ノ勢力頗ル強大ナリ。多數ノ人民ハ寧ろ宗教上ノ感覺ニテ左右セラレタリ。故ニ各宗門ノ高僧及神官ノ高位ニアル者ヲ勅選議員トスルハ政略ノ一般ナリ。依之多數ノ人民ヲ政府ノ味方ニ引入レ、政治上ニテモ非常ノ好結果ヲ生ズルナラン。

皇太子及皇子孫ノ教育ニ付テハ通常ノ人民ノ教育ト左マデ異ナルコトナシ。現ニ孛國今上帝ノ如キハ初メ「カツセル」ノ中學ニ於テ修學シ、其後「ボーン」ノ大學ニ於テ修學セラレタリ。又英國ノ皇子「オーガスト」王ノ如キハ「ゲチンゲン」大學ニ於テ修學セラレタリ。

日本ノ皇太子及皇子孫ノ教育ニ付テハ日本古來ノ慣習ノアルコトナレバ、漫リニ外國ノ例ヲ適用スルニモ及バザルベシ。然レドモ左ノ事項ニ付テハ日本ノ宮内省ニ於テ採用アランコトヲ望ム。

第一 皇子孫ノ教育ハ學術、技藝、文學等ニアラズ、全ク日本ノ帝王トナリ又ハ皇室ノ門族トナルベキ膽力ト器量トヲ養成スルヲ以テ第一ノ急務トス。學術、技藝、文學等ハ帝王ニ必要アルモノニアラズ。全ク萬乘ノ君トナリ、

百萬ノ人民ヲ統御スル中心トナルベキ人物ヲ養成スルニアリ。故ニ師傅又ハ教育掛ヲ選抜スルニハ此目的ヲ達スル人ヲ得ルヲ以テ第一トス。又師傅又ハ教育掛ニハ決シテ外國人ヲ使用スベカラザルモノトス。

第二 皇子孫ト同年齡位ノ貴族（公侯ノ家ニ限ル）ノ子弟五六名ヲ選抜シテ皇子孫ト同學校ニ於テ同一ノ教授ヲ受ケシムルヲ要ス。何トナレバ單獨ノ教育ハ獎勵ノ途ヲ闕キ、共同ノ教育ハ共進ノ門ヲ開ク。又同學中ノ優秀ナル子弟ヲ賞褒シテハ皇子孫ヲ獎勵シ、又其怠慢不能ナル者ヲ處罰シテハ皇子孫ヲ警戒シ、以テ其學問ノ進歩ヲ勸ムベキモノトス。

第三 日本帝國ハ島國ニシテ四面皆海水ナリ。故ニ外國トノ關係モ第一ニ海水ニアリ。又内外ノ貿易モ亦第一ニ海水ニアリ。凡テ事ヲ計ルニハ海水ニ關係アルモノナレバ、日本ノ帝王ハ海軍ノ大元帥タルコトヲ忘ルベカラザルナリ。又皇子孫ハ陸軍ヨリモ寧ろ海軍ニ從事スベキモノトス。故ニ皇子孫ハ普通ノ教育ヲ經テ海軍兵學校ニ入ルコトヲ得ル學力ヲ有スルトキニハ、悉ク海軍兵學校ニ入ラルコトヲ希望ス。然ルトキニハ兵學校卒業ノ後日本ノ軍艦ニ乗込ミ、歐米各國ノ港灣ニ至リ、其砲臺ノ位地及構造ヲ觀テ國防ノ實況ヲ視察シ、又船舶ノ輻輳スルヲ見テハ貿易ノ繁盛ヲ感ジ、上陸シテハ各國ノ帝王ニ面會シテ其容貌言語行爲ヲ觀テ、外國帝王ノ實況ヲ觀察シ、歸朝ノ後大ニ日本帝室ノ爲ニ裨益スル所アルベシ。

日本ノ海軍ニ関スル欧米學士ノ意見⁽¹⁷⁾

獨國「ゲチンゲン」府大學教授「イヤリング」ノ意見ニ依レバ、日本帝國ハ島嶼ノ國ニシテ四面皆海水ナリ。故ニ海水ヲ渡ラザレバ外國ト交際スルコトヲ得ズ。又内外ノ貿易ヲ盛ニスルコト能ハズ。人民ノ糧食モ半バ海水ヲ仰ギ、鎖國スルモ、又開國スルモ、皆海水ニ關係アレバ、海軍ヲ強盛ニスルコト日本今日ノ急務ナリ。是ヲ以テ日本ノ

帝王ハ海軍ノ大元帥タルコトヲ忘ルベカラズ、又皇子孫ハ陸軍ヨリモ寧口海軍ニ從事スベキモノトス。故ニ皇子孫ハ普通ノ教育ヲ終レバ悉ク海軍兵學校ニ入學セラレンコトヲ希望ス。彼ノ魯國ノ如キハ陸軍ヲ以テ國政ノ中心トナシタリ。抑モ魯國ハ東方ニ於テハ西比利亞ヲ開拓シ、東洋ニ驥足ヲ延バスマ陸軍ノ力ニ依ラザルヲ得ズ。又南方ニ向テハ印度土耳其ノ國疆ヲ越ヘテ兵力ヲ亞細亞ニ輝カサントスルモ、陸軍ノ力ニ據ラザルヲ得ズ。又西方ニ於テ歐羅巴ニ於ケル國疆ヲ擴張シテ、兵威ヲ中央歐羅巴ニ輝カサントスルモ陸軍ノ力ニ依ラザルヲ得ズ。此ノ三ツノ原因アルガ爲メ、魯國ハ皇太子ヲ以テ陸軍ノ大將トシ、第二ノ皇子ヲ以テ海軍ノ大將トナセリ。然ルニ日本ノ如キハ魯國ノ地形ト全ク反對ノ地位ニ立ツモノナレバ、宜シク海軍ヲ以テ國政ノ中心トナスコト、彼魯國ニ於テ陸軍ヲ於テ國政ノ中心トナシタルガ如クナラシメザルヲ得ズ。故ニ日本ノ帝王ヲ以テ陸海軍ノ大元帥トナシ、皇太子ヲ以テ海軍ノ大將トナシ、第二ノ皇子ヲ以テ陸軍ノ大將トシ、以テ軍制ヲ設クルコト當然ナラント信ズ。而シテ其他ノ皇子孫ト雖モ可成海軍兵學校ニ入學セラレンコトヲ希望ス。夫レ皇子孫ニシテ海軍兵學校ニ入學セラレ、卒業ノ後ハ皆日本ノ軍艦ニ乗り込ミ、歐米各國ヲ巡回セラレンコトヲ乞フ。然ラバ則チ諸國ノ港灣ニ出入セラルルヤ、先ヅ港口ニアル砲臺ノ地位及ビ其要害ヲ實見シ、又船舶ノ輻輳スルヲ見テハ内外貿易ノ繁盛ナルヲ覺リ、上陸シテ各國ノ帝王ニ面會スルヤ、其宮殿ノ壯麗ナルト各國皇族ノ容貌風采トヲ觀察シ、歸朝ノ後日本帝國ノ王室ノ爲メニ裨益スルコト大ナラント信ズ。

日本海軍ノ兵學校ハ現今ノ如ク廣島縣下江田島ニ設置セズ、東京ニ置レンコトヲ希望ス。何トナレバ前ニ述べタル如ク皇太子ヲ初メ、皇子孫ヲシテ海軍兵學校ニ入學セシメント欲セバ、勢ヒ兵學校ヲ輦轂ノ下ニ設ケザルヲ得ズ。然ラザレバ其通學ノ爲メニ便ナラズ。又皇太子及ビ皇子孫ノ例ニ倣ヒ、華族ノ子孫ヲシテ海軍兵學校ニ入學セシムルコトニ獎勵アランコトヲ乞フ。若シ皇子孫及ビ華族ノ子孫ヲシテ海軍兵學校ニ入學セシメ、而シテ其兵學校ハ東京ヲ去ルコト三百里以上ナルトキハ、皇室ハ勿論華族ノ父兄ト雖ド其ノ子孫ヲ遠隔ノ土地ニ寄留セシメ、其監督ヲシテ全ク

其教師ニ一任スルコトヲ欲センヤ。故ニ海軍ヲ擴張スル教育上ノ針路ハ海軍兵學校ヲ東京ニ置カレンコトヲ希望ス。

(4) 明治憲法の制定にかかり近代法制の確立に重要な役割を果し、金子堅太郎とも密接な関係に立つ井上毅が、金子の報告書中イエーリングの見解を顧慮していたことは、¹⁸従来気付かれなかったが、注目に値しよう。

すなわち、井上毅の伊藤博文宛明治（二六）年二月二八日付書簡中に次の文言がある。¹⁹

「再申 金子報告中「イエーリング」氏説大に顧るべきものあり、写供参考」

これは、同書簡本文冒頭の「本日は一段落終局を告げ候事、偏に非常御配神の結果と奉存候。扨何かと御参考の一段と存候て海軍改革意見乍草率奉具陳候。」からすると、伊藤内閣が、第四帝国議会において、衆議院における予算案審議がとりわけ臨時製艦費をめぐり紛糾したが明治二六年二月二二日修正可決、二六日貴族院も可決したことで、困難を含みつつも乗切ったことと関連し、政府と議会との関係についての示唆であるかも知れない。

(五) (1) 近時、イエーリングの書簡が新たに発見され、²⁰金子の二度にわたる訪問が確認されると同時に、日本皇族のイエーリング訪問が計画されていたことがその中で示唆されている。

令息アレプレッヒト宛、一八八九年二月二一日付

「この頃、大変多くの出来事があつた。そうでなければ、お前に手紙を書いてやれたのだが。私の講義を昔し聞いたギリシャの弁護士が一週間半ばかりとどまり、重要な訴訟事件について私に相談を仰いだ。次いで、日本人達もまた私に色々用事を持込む。そのうち二人は長くここに滞在し、私と多くつき合っている。ひとり（枢密院書記

官)はベルリンから二度ここに来り、また、先の土曜は、日本のプリンス(複數)の訪問があることと言われているが、——おそらくは雪のため——実現しなかった。」

この書簡中、言及される日本人のうち、二度訪れた枢密院書記官が、金子堅太郎であることは疑いが無い。イエーリング側の資料からもその二度の来訪が確認されたこととなり大きな収穫といえる。また、ゲツチンゲンで長期に滞在し、イエーリングとコンタクトのあった人物二名については、先に挙げた、前田孝階、岸小三郎、山川幸男、橋本重幸(宮崎道三郎は明治二十年(一八八八年)一〇月に日本に帰着しているので含まれないであろう)が考えられるが、現在の資料ではなお特定できるまでには至らない。

(2) この時期の外国渡航中の皇族としては、有栖川威仁親王および妃がある。

行実記によれば、明治三十二年(一八八九年)十一月一〇日ロンドン発、ベルギーを経て、一五日夜ベルリン着、二三日グナイストから「欧州平和の状況及び日本の憲法制定に関する意見」を聴講、二七日より一泊にてキール軍港を視察、一二月一日ベルリン発、ドレスデン滞在ののち、四日プラーク経由でウィーン着、しかし、厳寒のため親王および妃共に病を得、静養、一四日にはじめて回復。一六日午後「政治学者スタイン」から二時間その講説をうく。一七日ポーラ軍港、ヒュメ視察、トリエステを経て二五日イタリア、ベニスに到着という旅程であった。⁽²¹⁾

ベルリンにおいてグナイスト、ウィーンにおいてシュタイン(スタイン)との会見が設定されたことを考えると、同親王のために、イエーリングとの会見が計画されてもさほど不思議ではない。プラーク、ウィーンでの病気のための日程変更の結果イエーリングとの面会が中止と考えることもありえよう。もつとも一方で、一二月末にベルリンからキールへの視察があり、他方ウィーンからイタリアへの汽車旅行の途中でドイツ北部のゲツチンゲンの訪問計画があつたとするにはなお疑問は残る。

なお、この他、伏見宮博恭親王（一八七五—一九四六）および山階宮菊麿王（一八七三年生）が、明治三二年（一八八九年）十一月一三日より、海軍省よりキール兵学校に派遣され（博恭親王は約一年後に出發、一八九五年一〇月帰国）ている。しかし、一方では旅程上、菊麿王は、イタリアゼノア上陸後明治三二年一月二四日ベルリン到着、翌年一月三日キール着であり、⁽²²⁾また、年齢が未だ若いので、イエーリング面会の可能性は薄い。したがって、「皇族（複数）」は威仁親王同妃と考えられるが、なおその「訪問計画の取止め」の経緯は今後の調査に委ねなければならぬ。

(1) 牧野英一「ルドルフ・フォン・イエーリングの永逝五十年」民商法雑誌第一六巻第四号（昭和一七年）三四四頁。なお同氏には「目的刑論とイエーリングの永逝五十年」警察研究第一三巻第一号（昭和一七年）、「ウィンドシャイドとイエーリングとの永逝五十年」法律時報第一四巻第一二二号（昭和一七年）一一一八頁以下。

ちなみに、法律時報巻頭に掲げられた写真は若い時代のもと考えられ、また署名は「Rud Jhering」とある。イエーリングはウィーン大学在任中にオーストリア皇帝よりK.K.の称号が与えられる。

(2) 法学協会雑誌第二六号（明治一九年四月一七日発兌）六五頁「法学士宮崎道三郎氏の来信」「此程獨逸国ライプチヒ府発同氏よりの来信に曰く、去年一〇月当府へ転学（其以前はハイデルベルヒ府に在りてシュルチェ氏に随へり）せし以来……（中略）……。小生は二学期即ち一年間当府に滞在の上伯林府へ赴き候心得尤其間一学期程「ゲッチンゲン」府に留学可致心組有之同府には「イエーリング」氏居られ候故専ら其講義を聴き傍ら「パール、ヨン、ドープ」氏等にも就き可申と存居候……（下略）」。

(3) 「羅馬法の獨逸國に伝來したる始末を述ぶ」（前号のつづき）法協第六一號（明治三二年四月）一〇三頁。

ちなみに、法協第一〇巻第一二號（明治三五年一二月）はイエーリングの逝去を悼み、巻頭にその自署入り写真を、また、一〇五九頁以下に仁保龜松「イエーリング」氏略伝（第一一巻第一號と分載）を載せ、雑録一〇六五頁に、写真はイエーリングが宮崎博士に自署を加え与えたものであることを伝える。

- (4) 前田孝階については大日本博士録による。
- (5) 前掲山口「社会科学研究」一一五頁。(本稿では以下山口論文と略称)
- (6) 三好退蔵について大植四郎「明治過去帳」、『国史大辞典』一三卷(小田中聡樹執筆)。
 法律新聞第一号(明治三十三年九月二四日)に祝辞を寄せ、(その一部は、追悼文「嗚呼前東京弁護士会長三好退蔵君逝けり」
 法律新聞五一七号(明治四一年八月二五日)中にも引用される)ウィーンにおいて明治一七年シュタインと面会し、日本にお
 ける司法の独立の重要性を説示されたことを述べる。また、三好退蔵の司法次官(第一次)時代の明治二十一年一〇月「英吉利
 法律学校生徒諸君之卒業を祝す」の演説が、法協第四三三〇—七三三頁に掲載されている。
- (7) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』七卷(塙書房、一九七九年)。
 編者は発信年を明治二十一年と推測する。しかし、本文に記すように明治二十二年八月である。すなわち、司法次官を明治二一
 年一月九日まで勤め、また、帰国後、明治二十三年八月二一日に大審院検事総長に任ぜられている。なお、法律新聞五一七号
 掲載の三好追悼文は、明治二十一年夫人同伴で日本を出発し、パリにて夫人が女兒(二女)出産し三州子と、また、ベルリンに
 て三女を出産しリン子と命名したと伝える。
 なお、書簡中に言及される人物は、明治二十二年八月での総理大臣は黒田清隆、司法大臣は山田顕義、山県有朋は内務大臣で
 ある。
- (8) 法律時報第一四卷第一二二—一二八頁「イェーリングのためには、わが国から弔辞がおくられて、それがゲッチンゲン大
 学の図書館に保存されてゐると聞いてゐる」。
- (9) Hannoverische Courier 一八九四年(明治二十七年)二月一八日付。同紙の伝えるところによれば、弔辞は長さ一メートル
 幅二五センチで彩画されている(弔辞は現在所在不詳)。そのドイツ訳は、Rudolf von Jhering, Beiträge und Zeugnisse aus
 Anlaß der einhundertsten Wiederkehr seines Todestages am 17. 9. 1992. hrsg. Okko Behrends, 2. erweiterte Aufl. Wallstein
 Verlag, Göttingen 1993 S. 88. に引用される。
- (10) 浦川道太郎「イェーリングに学んだワセダマン——「ボアソナード民法典」相続規定に対する一つの同時代的批判——」
 早稲田法学第五六卷第一号(一九八〇年)一頁以下。岸小三郎は、岐阜の出身。早稲田専門学校邦語法律科を明治一七年卒業
 し、戸田氏共伯爵の後援をえてウィーン大学およびゲッチンゲン大学で学び明治二十五年帰国した。のち、弁護士および岐阜二
 区より衆議院議員となる。明治三五年六月三〇日没(享年四五歳)。なお、「明治過去帳」にも記事がある。

- (11) 手塚晃編『幕末・明治海外渡航者総覧』（柏書房、一九九〇年）参照。山川幸男（一八六八—一九二二）独逸協会学校卒業、一八八五年九月渡航、一九〇〇年ゲッチンゲン大学で博士号取得、同年帰国。また、橋本重幸（一八七〇年生）一八八五年九月渡航、保険学専攻、一九〇〇年八月帰国。
- (12) 金子堅太郎については、藤井新一『帝国憲法と金子伯』（大日本雄弁会講談社、昭和一七年）が本人からの聞き書きも含め詳しい。なお、欧州行については自著である『憲法制定と欧米人の評論』（金子伯爵功績顕彰会、昭和一三年）、にも詳しく記される。
- (13) Hirobumi Ito, Commentaries on the Constitution of the Empire of Japan, translated by Count Miyoji Ito.
初版 明治三二年六月二八日、英吉利法律学校、再版 明治三九年六月二七日、三版 昭和六年五月二〇日、有斐閣
内容、正文及注釈一—一四八頁、付属一四九—二五九頁、皇室典範、議会関係法規、会計法（参照、法曹会雑誌第一八卷第七号）。
- 伊東己代治が英人ジョルダン Jordan の協力をえて完成させたものといわれる。
- (14) 前出『憲法制定と欧米人の評論』一八五頁。
- (15) 同一九一頁。
- (16) ここでは、伊藤博文編金子堅太郎、平塚篤校訂『憲法資料』上巻（憲法資料刊行会、昭和九年）二〇四—二一〇頁による。なお、前掲金子『憲法制定と欧米人の評論』にも同内容のもの（字句に若干の異同）が採録されているが、皇太子教育に関する後の三項目は掲載されていない。
- (17) この部分は、伊藤博文公編金子堅太郎、栗野慎一郎、伊藤博精、尾佐竹猛、平塚篤校訂『兵政関係資料』（秘書類纂刊行会、昭和一〇年）六七頁以下にあり、山口論文には言及がない。やや詳しく述べられ、また、皇族・華族の父兄の心情も考慮し、海軍兵学校の所在地にまで及んでいることは興味深い。
- (18) 金子報告書（『欧米議院制度取調巡廻記』二冊コンニャク版で印刷、随行者中橋徳五郎筆記）は、国学院大学井上毅の梧陰文庫中に所蔵されていることが同所蔵目録（井上文書A七二）により確認される。
- (19) 『井上毅外伝』史料篇四卷（昭和四六年）二二二頁および『伊藤博文関係文書』一卷（昭和四八年）四四六頁（現物は国学院大学所蔵）
- (20) ゲッチンゲン大学法学部助手 Cosima Möller 博士の教示および転写による。

説
論
Göttingen, 21. Dezember 1889
Lieber Albrecht !

Ich hatte in dieser Zeit außerordentlich viel Abhaltungen, sonst hätte ich Dir schon geschrieben. Anderthalb Wochen war ein griechischer Advokat, ehemaliger Zuhörer von mir, bei mir, um mich in einer wichtigen Prozeßangelegenheit (en) zu consultiren. Dann haben mir auch die Japaner viel zu schaffen gemacht. Zwei von ihnen sind dauernd hier, welche viel mit mir verhandeln, zwei Mal war auch Einer aus Berlin (der Kabinettssekretär des Kaisers) bei mir, und auf vorigen Sonnabend war mir sogar der Besuch der japanischen Prinzen angekündigt, der aber—wahrscheinlich wegen Schneefalls—nicht erfolgte.

(21) 『威仁親王行実』上(高松宮家蔵版、大正一五年)一九二—一九六頁。

(22) 『山階宮三代』下(山階會、昭和五七年)七六頁以下。

二 イエーリングへの叙勲

(一) 日本の勲章制度は、明治初年に欧州の制度を移入したものであるが、欧州各国のものとは全く同じというものではない。とりわけ、明治二〇年瑞宝章が導入され旭日章と瑞宝章がいわば同系列に属する点で特色を有する。

我国に勲章制度が初めて導入されたのは明治八年(一八七五年)四月一〇日(太政官布告五四号)であり、文武官に対し、勲一等から勲八等まで旭日章を授与するものであった。

翌九年一二月勲一等の上に大勲位菊花大綬章、大勲位菊花章の二つを追加した。

明治二〇年(一八八七年)一二月に至り大幅な改正がなされた。すなわち、婦人につき宝冠章、また、武功ある者に対する金鷄章をそれぞれ新設した。また、勲一等旭日章の上に旭日桐花章を設けると共に、従来の旭日勲章のやや

下に瑞宝章を各勲等について創設した。

明治二十一年九月「文武官叙勲内則」が定められ、また、これに依じて同年十一月十九日、「外国人叙勲内則」が決定された。

それによれば、大勲位菊花章（各国君主及皇族、共和国大統領）、勲一等旭日桐花章（各小国君主及其族、内閣総理大臣、元帥、特別ノ理由アル外務大臣、既ニ旭日一等章ヲ有スル陸海軍大将、特命全権大使、既ニ勲一等旭日章ヲ有シ特別ノ理由アル特命全権公使）、勲一等旭日章（各小国君主ノ族之ニ相当スル高貴族、陸海軍大将、右同等文武官、諸大臣、特命全権大使、特別ノ理由アル中將等）、勲一等瑞宝章（陸海軍中將、右同等文武官、特命全権公使）、勲二等旭日章（陸海軍中少將、右同等文武官、勲二等瑞宝章ヲ有スル大佐）、勲二等瑞宝章（陸海軍少將大佐、右同等文武官、弁理公使）、勲三等旭日章（陸海軍大佐、右同等文武官、特別ノ理由アル中佐等）、勲三等瑞宝章（陸海軍大中佐、右同等文武官、特別ノ理由アル少佐等）、となつて¹いる。

(二) 金子堅太郎は、明治二十三年（一八九〇年）六月六日に帰国し、同人の欧州各国での同僚関係者の叙勲が相次いで実現している。

オーストリア上院事務官長アウグスト・ヤウネル・リッテル・フォン・シュロフェンエッグ August Jauner Ritter von Schrofeneegg、同下院事務官長ハインリッヒ・ブルームেনストック Dr. Heinrich Blumenstak の両名については金子は（前年）一二月二五日付で戸田氏共在オーストリア全権公使宛に勲三等瑞宝章授与を申請している（この書類は外務省に送付され、同省書記官より、枢密院議長から外務大臣に申し出るよう示されている）。また、さらにフランス下院書記官長ユゼーヌ・ピエール Eugene Pierre 勲二等瑞宝章、イタリア上院書記局長アンゼロ・キャヴワソー

Angelo Chivasso 勲三等旭日章、上院会計監督局長ニシム・ラテース Nissim Lattes 勲三等旭日章、下院書記局長ラファエロー・ビフォリー Rafaele Bifogli 勲四等瑞宝章の四名と合せ計六名に対し明治二十三年七月一六日裁可されている。⁽²⁾

また、ベルギー下院書記官バロン・アルフレッド・ユタン・ド・テルベック Baron Alfred Huytens de Terbecq について、すでに欧州滞在中、駐ドイツ特命全権公使で、駐ベルギー公使を兼任していた西園寺公望に対し、叙勲を申し出て、明治二十三年一〇月一三日裁可され、勲三等瑞宝章が授与されている。⁽³⁾

(三) イェーリングに対する叙勲の手續は、明治二十四年(一八九一年)四月九日、内閣総理大臣山県有朋に対し、貴族院書記官長金子堅太郎および大審院検事総長三好退蔵が連名で「字国司法樞密審議官兼大教授ルードルフ・フォン・イヤリング」への叙勲上申書を提出することにより始まる。

「右ハ拙官等獨逸國滞在中本邦ノ憲法ニ関スル意見ヲ起草シ及憲法実施ニ付将来注意スヘキ立法司法行政ノ要点等ヲ詳細指示致呉候且ツ同氏ハ獨逸國ニ於テ當時一流之國法学者ニシテ後来自然國法上之問題等ニ付政府ヨリ御諮問相成候節御便宜ニモ可相成乎ト存候」⁽⁴⁾

これとは別に、三好退蔵は、四月一五日、内閣総理大臣山県有朋に対する「叙勲ノ義ニ付上申」と題する書面で字国司法大臣フォン・シェリング(Hon・セーリング) Hermann von Schelling (一八二四—一九〇八)、同国國務大臣兼控訴院長ファルク Falk、同上等行政裁判所長ペルジウス Persius、同司法樞密審議官スタルケ Starke、獨逸帝國大審院部長リョウベ Löwe、字国控訴院評定官シュルツェンスタイン(シュルツェンスタイン) Schultzenstein に対し、「下官義獨逸國出張中行政及司法事務取調ニ付種々及依頼候処孰レモ我日本政府ノ為メニ頗ル厚意ヲ表シ大

「ニ尽力致具候」との理由で申請する。⁵⁾

これら二件の申請は、四月二一日山県総理大臣より青木周蔵外務大臣に照会（依頼）がなされている。ちなみに、その段階で司法大臣シェリング外五名およびイエーリングの順となっている。この照会に対し、同年七月二七日、新たに外務大臣となった榎本武揚は総理大臣松方正義に対し、親展をもってそれぞれの叙勲申請につき金子および三好の渡航時の資格および帝国公使宛の添書の有無を問合せている。⁶⁾ なお、司法大臣シェリング外五名に対する三好からの上申についての照会には「我官吏之欧州各其国ニ於テ事務取調之都度多数報酬叙勲相成候様ニテハ際限モ無之次第ニ有之」との文言があり、イエーリングについてはこれはないことは興味深い。

これにつきすでに翌日（七月二八日）、両名の渡航時の身分ならびに金子について添書あり、三好についてはない旨の回答がなされている。⁷⁾

これをうけた形で、司法大臣シェリング外五名の叙勲申請書類は明治二五年（一八九二年）一月七日外務省より内閣書記官へその要請に基づき送り戻された。イエーリングについて、明治二五年二月九日、外務大臣より勲二等旭日章の授与が上奏される。なお、同日付の外務大臣から賞勲局総裁西園寺公望への上書に、「追記同氏ハ自国王冠第二等勲章所有ニ付参考迄ニ申添候也」とある。二月一九日、総理大臣の名で天皇の裁可が求められて決定した。

外務大臣榎本武揚の上奏文は次の通り。

「普漏西国司法樞密評議官兼大教授ドクトル・ルードルフ・フォン・イヤリング儀ハ曩二元大審院検事総長三好退蔵ハ控訴院評定官ノ資格ヲ以テ行政及司法事務取調ノ為メ貴族院書記官長金子堅太郎ハ樞密書記官ノ資格ヲ以テ議院ニ関スル規則慣習等取調ノ為メ獨逸国滞留中本邦ノ憲法ニ関スル意見ヲ起草シ及憲法実施ニ付将来注意スヘキ立法

司法行政ノ要点等ヲ詳細指示致具候且ツ本人ハ獨逸国ニ於テ第一流ノ国法学者付後来自然国法上ノ問題等御諮問相成候節便誼ニモ可有之旨ヲ以テ叙勲ノ儀三好退蔵金子堅太郎ヨリ申立ニ基キ前内閣總理大臣伯爵山県有朋ヨリ兼テ申立有之候間同人ヲ勲二等ニ叙セラレ旭日章ヲ下賜リ候様仕度此段謹テ上奏ス⁽⁸⁾

(四) イェーリングへの叙勲の意義を理解するためにはおそらくドイツを中心に外国学者へのその頃までの叙勲事例を概観することが適切であろう。

(1) ドイツ学者としては、明治一六年（一八八三年）三月七日ベルリン大学法学部教授ルドルフ・グナリスト Rudolf Gneist（一八一六—一八九五）、同ア・フ・ベルネル Albert Friedlich Berner（一八一八—一九〇七）に対し、村田保、山脇玄への尽力を理由に勲二等旭日重光章が授与されている⁽⁹⁾。

グナリストおよびベルネルについては、それぞれ赤鷲勲章二等、オーストリアのフランツ・ヨゼフ勲章二等などをすでに得ていることが述べられている。

もつともこの議案に対して当時陸軍卿であった大山巖が賞勲局議定官として、「否」欄に押印している。議定書中否欄への署名もしくは押印は、すべての叙勲につき議定書が公表されている訳ではないが、きわめて稀であることを考えると注目するに値する⁽¹⁰⁾。

(2) オーストリア、ウィーン大学シュタイン Lorenz von Stein に対して、明治一六年六月二一日裁可により勲二等の授与が追認される。すなわち、有栖川熾仁親王の欧州巡回中の持参勲章から伊藤博文参議の進言に基づき明治一五年中に交際上の宮廷関係者と並び直ちに授与された。

宮内省書記官林薫の外務卿井上馨宛明治一五年一〇月一二日、熾仁親王の命により申進として「…… 尤モ博士ス

テイン氏義ハ伊藤参議ヨリ談示ノ次第モ有之専ラ意ヲ我国情ニ傾ケ尽力候ハ勿論将来ニ於テモ多少有益ノ義ト相考候ニ付持合ノ分尅個相贈候義ニ候⁽¹¹⁾とある。「評議不及」の符箋がつけられ、評議はなされなかつた。

また、同時期に学者としては、ミュンヘン大学教授カウフマン Richard von Kaufmann（一八四九—一九〇八）に對し、山県内相（当時）の訪歐時の事務取調に尽力したものととして、山県が総理大臣になったのち、明治二四年（一八九一年）三月六日に外務大臣に照会（依頼）し、勲三等瑞宝章の授与が同月一二日外務大臣からの上奏により求められている。⁽¹²⁾

(3) しかし、医学関係について極めて注目すべき事例が伝えられる。すなわち明治二〇年（一八八七年）一〇月一日、ベルリン大学医学部教授ヴィルヒョウ（ウエルヒヤウ） Rudolf Virchow（一八二一—一九〇二）、ゲルハルト Karl Gerhardt（一八三二—一九〇二）に對し、陸軍総監橋本綱常、陸軍軍医監池田謙斎の留学中の指導に對し、陸軍大臣大山巖の申立により、勲二等（旭日重光章）が裁可された。⁽¹³⁾ また、明治二〇年十一月二三日、ベルリン大学医学部教授エミル・ドュ・ボアレイモン Emil du Bois-Reymond（一八一八—一八九六）に對し、池田謙斎、佐藤進外一〇名の申出をうけ、文部大臣森有礼の申立により、留学生指導および教師招聘援助を理由として、勲二等（旭日重光章）を裁可された。⁽¹⁴⁾

しかし、明治二二年（一八八九年）二月二〇日、ドュ・ボアレイモンへの叙勲が停廃となり、翌二三年一月一七日、ヴィルヒョウおよびゲルハルトへの叙勲も停廃となった。ボアレイモンへの叙勲停止は、ドイツ政府より停廃申出がありこれを西園寺公使が報告し、停廃となったものである。⁽¹⁵⁾ また、ヴィルヒョウおよびゲルハルトについては、「外務大臣伯ビスマルクヨリ内意申出」あり「右勲二等ハ頗フル高等ニ涉ルノ嫌有之候」との理由が洩されていることが伝えられ、これに基づき両名への叙勲が停廃となった。⁽¹⁶⁾

明治二一年中に、日本の外務大臣と独逸臨時代理公使カルル・フォン・デルンベルク Carl von Dörnberg との間で、相互に相手国民への叙勲は予め問合せる旨の協議があつた⁽¹⁷⁾ことが知られる。ヴィルヒョウらへの叙勲への異議は、この適用例といえよう。

ここでのドイツ「外務大臣」ヘルベルト・ビスマルク（一八四九—一九〇四）は、宰相ビスマルクの息で、外務次官を経て一八八八年（明治二一年）五月國務大臣に就任した。本国外務大臣よりの異論として記録されるのは異例に属することから、あるいは、ヘルベルト・ビスマルクの個人的な意向を反映したものと推測する見方も存するかも知れない⁽¹⁸⁾。

なお、イェーリングの叙勲につき、両国の協議の手續が踐まれているとすればドイツ外務大臣が異議を唱えなかつたこととなる。もつとも、ヘルベルト・ビスマルクは、一八九〇年（明治二三年）三月父の宰相辞任後間もなく大臣を退任している。もし引続き在任していたとすれば、イェーリング叙勲の成否に関係したかは興味あるところである。

(4) ほぼ同時期の明治二五年（一八九二年）二月に、フランスの大学関係者二名に対し、留学生への指導、便宜供与を理由に、叙勲がなされている⁽¹⁹⁾。すなわち、フランスパリ大学区長官、学士会員、教育高等会員グレイヤール Octave Gréard（一八二九—一九〇四）レジオン・ドノール二等保持者に勲一等瑞宝章、パリ法科大学教頭、学士会員、コルメド・サンテール Edouard-Louis-Armand Colmet de Santerre（一八二二—一九〇三）レジオン・ドノール勲四等保持者に勲三等瑞宝章、リヨン法科大学教頭、学士会通信員、カイユメール Exupère Caillemier（一八三七—一九一三）レジオン・ドノール勲五等保持者に同じく勲三等瑞宝章。

ここでも、大学法学部教授としては勲三等瑞宝章であると日本側では考えていたことが推測される。

(五) さて、イエーリングへの勲二等旭日重光章の叙勲が、実現したことについては、なおいくつかの点の検討を必要とする。

(1) その肩書が、「大学教授」では始まらず、「普漏西国司法樞密審議官兼大教授」となっている。「司法樞密審議官」は日本では、多くは大臣経験者がはじめて任ぜられる天皇に直属する明治政府の最高機関樞密院の構成員である。「樞密顧問官」を多少なりとも連想させる。ドイツでは当初はともかく一九世紀においては最上級官吏の単なる称号であり、イエーリングはすでにギーセン大学時代 *Geheimjustizrat* を称することを許されている。⁽²⁰⁾

(2) 外国人への叙勲では本人が本国あるいは外国で受けた勲位が大きな役割を演ずる。イエーリングについては「自国王冠第二等勲章所有」が榎本外務大臣より賞勲局総裁に付記上申されていることはすでに述べた通りである。このことは、決定に際し大きな意味を持ちえたであろう。⁽²¹⁾

もつとも、ドイツ（プロイセン）の「王冠第二等勲章」が我国勲二等相当官に付与されるものであったかは残念ながらここでは留保せざるをえない。

(3) イェーリングが、「国法学者」とされ、また「後来自然国法上ノ問題等ニ付政府ヨリ御諮問」に応ずることが期待されていることは、叙勲の動機を考える際に一つの示唆を与える。金子の回想記にもイエーリングは自分は政治学あるいは憲法学を修めるものでないことを述べたことを記しており、「国法学者」でないことは三好も金子も十分承知していたと考えられよう。それをあえて知りつつ表現したことは留意に値する。また、将来の諮問を考えていたことは、シュタインの叙勲理由づけ（「将来ニ於テモ多少有益ノ義」）とも共通し、興味深い。

(4) 最後に残された問題は、叙勲申請の時期とそのイニシアティブをとった人物に関するものである。

先に述べたように、金子堅太郎は、外国の同僚に相当する人物には面会后直ちに叙勲の上申を申出ている。そし

て、帰国後間もなく叙勲が実現した以外の人々、とりわけ、面会した各国の学者に対し、叙勲を申出ていないように見られる。これに対し、三好は金子とイエーリングにつき明治二四年（一八九一年）四月九日に申出たのち、ドイツ司法大臣シェリングらの叙勲を同年四月一五日に申請しているが、それは、むしろ、イエーリングへの叙勲申請に触発されて申請したかのような印象を与える。

ところで先に述べたように金子・三好の四月九日付のイエーリングへの叙勲上申書の宛先は総理大臣山県有朋であり、三好の、四月一五日付のシェリング叙勲上申書の宛先も同じである。両者につき、山県総理大臣から四月二一日付で青木周蔵外務大臣あて照会（依頼）がなされているので、順調に運べば二つの申請とも数ヶ月中に裁可ということになったであろう。

ところが、山県首相は第一回帝国議会終了後辞任せざるをえず、松方正義がその後を引継ぐ。これに更に、同年五月一日訪日中の露国皇太子ニコラス・アレクサンドロヴィッチに対する巡査の殺傷事件いわゆる大津事件が起り、この事件処理の中で、青木外相は五月二九日辞任に追込まれ、榎本武揚がその後任となった。外務大臣が叙勲上申した者の資格問合せを行うという異例な事態は、この山県および山県と密接な関係に立ち、また、ドイツに深く肩入している青木の双方が退任したことに起因するものと考えられる。⁽²²⁾

青木周蔵（一八四四—一九一四）は、長州藩の命により、明治元年、医学学習のためプロイセンに留学し、政治、法制のプロイセンに学ぶべきことを要人に説得した。日本へのドイツ学導入の重要人物であり外交官時代を含め生涯の二三年をドイツで過ごし、また外務大臣を経る。伊藤博文にベルリン大学グナイストを紹介したのも青木によることとその自伝に伝えられる。⁽²³⁾

これに対し、榎本武揚（一八三六—一九〇八）は、海軍をその出身とし、ロシア公使ののち海軍卿を経て清国駐在

公使、逋信大臣、文部大臣、枢密顧問官を経て、明治二四年青木のあとをうけて外務大臣となり、翌年八月八日までその任にあつた。従つてプロイセン司法大臣への勲章の授与の意義についてドイツ滞在の長い前任者青木周蔵とちがつた見解を有したことは理解される。

三好・金子らの叙勲上申自体に山県あるいは青木がイニシアティブをとつたかは資料がないが、青木が外務大臣として引続き在任しておれば司法大臣シェリングらの叙勲も、含めて実現したものと考えられる。他方では、首相あるいは外相の変更にも拘らず、イエーリングの叙勲が実現したことは興味深いといえよう。榎本外相がイエーリングの助言の具体的な内容を十分承知した上であるかはともかく、上申者達が希望したドイツの「第一流ノ国法学者」との関係の発展を否定しえなかつたと言えよう。

なお、三好の上申した司法大臣シェリング外五名の申請は取り下げられたが、その中のマックス・シュルツェンスタインについては明治二五年三月一日、留学生の世話（特定の日本人名を挙げることなく）および司法資料送付の功績を理由に、勲三等旭日章の叙勲が司法大臣田中不二麿呂からの申立として外務大臣より上奏され裁可されている。²⁴三好退蔵は、明治二四年六月三日、検事総長から再び司法次官に任ぜられているので、この叙勲問題に引続き携つたことを推測しえよう。

(六) イェーリングの叙勲の伝達は、ドイツ駐在公使を通じて行われたものと考えられる。明治二五年（一八九二年）一月二七日に同公使に青木周蔵が任ぜられているので、青木の手によって伝達されたものと推測しえよう。二月二〇日の裁可とすると、勲章ならびに勲記を送付するための時間を考えると、早くとも四月末ないし五月になったであろう。イエーリングは同年九月一七日七二歳で永逝したため、日本政府からの諮問に応ずる時間はなかつたものと

考えられる。また、この叙勲に対するイエーリングの反応について知るものは現在のところないようである。

(1) 以上の勲章制度の沿革、内則は、梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』（以下、『叙勲史料』と略記）五卷（思文閣出版、一九九一年）に、併せて発行された同別巻二八―七三頁による。

(2) 『叙勲史料』二卷三二―三二五頁。

(3) 同二卷三三―三二頁。

(4) 同二卷四二―七頁。

(5) 同二卷四三〇頁。なお、三好退蔵は、明治一五年の伊藤博文の憲法制度取調に随行渡航し、帰国後、プロイセン司法大臣その他の関係者に対し、叙勲を申請しこれが認められている。

「司法次官三好退蔵（当時判事）司法参事官本多康直（当時留学生）曩ニ裁判事務及司法行政等取調トシテ字国滞在中同国司法卿フリードベルグ外二名之斡旋懇到シ為メ取調上大ニ便益ヲ得就中本多参事官ニ於テハ同卿之特許ヲ得テ各裁判所ニ出仕シ該国人同様裁判事務ニ従事セシ儀モ有之候依之叙勲之儀山田司法大臣ヨリ照会有之候右ハ御報酬不可欠儀ト存候間別紙頭書之通夫々叙勲被仰出度此段謹テ上奏ス。

明治十九年三月一六日。

外務大臣伯井上馨」

すなわち、プロイセン司法卿ハインリッヒ・フリードベルグ Heinrich Friedberg（フォン・シェーリングの前任者）に勲一等、地方裁判所判事マクス・シュルツェンスタイン Max Schultzenstein に勲四等、同司法書記官ルイ・ステルマン Stellmann に勲六等が明治一九年三月二三日裁可されている。（叙勲史料二卷七三頁）。

もつとも、ルイ・ステルマンについて、すでに本国で赤鷲勲章四等を有することが判明し、明治一九年一〇月一六日、勲四等への改叙が裁可されている。（同二卷四七頁）。

(6) イェーリングに関し外務大臣榎本武揚の内閣総理大臣松方正義宛親展五七七号明治二四年七月二七日付。

「元大審院検事総長三好退蔵貴族院書記官長金子堅太郎上申普漏西司法樞密議官兼大教授ルドルフ・フォン・イヤリング叙勲ノ儀本年四月廿一日付第八十二号ヲ以テ伯爵山県前総理大臣ヨリ子爵青木前外務大臣へ照会有之候処右三好総長金子書記官長ニハ如何ナル資格ヲ以テ派遣セラレ又其派遣ニ際シ添書等ヲ付与セラレ候事ニ候処其邊詳細致承知度候間御取調何分之御

来示有之度此段申進候也」

シェリング外五名について、同日付親展五七六号

「元大審院検事総長三好退蔵上申普漏西司法大臣フォン・セーリング外五名叙勲ノ儀本年四月廿一日付閣第八十一号ヲ以テ伯爵山県前総理大臣ヨリ子爵青木前外務大臣へ照会有之候処我官吏之欧州各其国ニ於テ事務取調之都度多数報酬叙勲相成候様ニテハ際限モ無之次第二有之併シ三好総長ニハ如何ナル資格ヲ以テ派遣セラレ又其派遣ニ際シ添書等ヲ付与セラレ該司法大臣ニ依頼相成候事候有之候処承知致度候間其邊御取調詳細御来示有之度此段申進候也」

（同二卷四二八―九頁）。

(7) 「曩ニ欧州へ被差遣候元大審院検事総長三好退蔵貴族院書記官長金子堅太郎ノ資格並其際添書ノ有無親展送第五七六及五七七号ヲ以テ御照会ノ趣了承當時三好退蔵ハ控訴院評定官（ノ資格ヲ以テ行政及司法事務取調ノ為―この部分は行間追加）金子堅太郎ハ樞密書記官ノ資格ヲ以テ行政並司法事務及議院ニ関スル規則慣習等取調ノ為派遣被命タルモノニ有之候又金子堅太郎へハ各国駐劄ノ帝國公使へ宛添書ヲ付與候得共三好退蔵へハ其儀無之候此段及御回答候也」（同二卷四二八頁）。

(8) 同二卷四二六頁。ちなみに、叙勲申立書においては金子堅太郎と三好退蔵の連名になり（申立書の作成あるいは筆跡が三好によるものであるか不詳）、また、「本邦ノ憲法ニ関スル意見ヲ起草シ云々」となっていたのが、外務大臣の上奏文では、三好の司法事務取調、金子の議院制度取調とされている。この順序はイエーリングとの面会の時期に従ったものかは不詳。ちなみに三好退蔵は、明治二四年三月、勲二等瑞宝章、金子堅太郎は、明治二七年六月、勲三等瑞宝章それぞれ叙勲されており、三好が年齢および官位上は上位を占める。なお、イエーリング叙勲の明治二五年二月の段階での賞勲局総裁は西園寺公望、副総裁大給恒、議定官（議定官への就任日付および就任時の役職を併記）は次の通りである。

土方久元（明九・一二・六、大吏兼）、赤松則良（明九・一二・六、海軍少将兼）、熾仁親王（明九・一二・一八、元老院議長兼）、嘉彰親王（明九・一二・一八、陸軍少将兼）、貞愛親王（明九・一二・一八、陸軍中尉兼）、山県有朋（明一〇・一一・二〇、参議兼）、西郷従道（明一〇・一一・二〇、参議兼）、川村純義（明一〇・一一・二〇、参議兼）、山田顕義（明一二・一一・一九、陸軍中将・参議兼）、大山 巖（明一二・一一・一九、陸軍中将・内務大輔）、能久親王（明一四・六・二五、陸軍歩兵大佐）。

『明治史料顕要職務補仁録』下巻、金井之恭著三上昭美校訂（柏書房、一九六七年）一六四頁による。なお、イエーリング叙勲についての議定書は前掲『叙勲史料』の中には見当たらない。

(9) 「叙勲史料」一巻二一九―二二二頁。

「独逸国伯林大学教頭ルードルフ・グナリスト外一名叙勲議案

右ハ先般法律取調トシテ太政官権大書記官村田保同権少書記官山脇玄ノ兩人ヲ同府ニ被差遣候節其質疑上精神ヲ費シ厚ク尽力セシ勞ニ酬ユル為ニ勲章叙賜アランコトヲ外務卿申牒セリ依テ擬議スル左ノ如シ

勲二等旭日重光章 独乙国伯林大学法律部一等級教頭兼普国県治上等裁判庁裁判官 ルードルフ・グナリスト氏

同上 独乙国伯林大学校法律部一等級教頭兼普国司法科秘密助言官、ア・フ・ベルネル氏」

(10) 公表された資料の範囲で明治年間外国人叙勲事例で議定官が否欄に押印ないし署名するのは全部で五例に過ぎない。同じ大山巖が否欄への署名をしている例が明治二四年三月五日内務省雇プロイセン人ウキルヘルム・ヘーン Heinrich Friedrich Wilhelm Hoehnの、警察事務講説教導につき勲四等を有したところ帰国に際し勲三等瑞宝章への勲位進及案(同二巻三四九頁)に見られる。

なお、明治一三年一〇月、文部省雇長崎・大坂東京医学校教師オランダ人ドクトル ボードイン Antonius Franciscus Baudinの滞在中の功績につき勲三等を提案、赤松則良(海軍省次官)の否あり、再議の上同一一月一〇日、勲四等に変更となっている(同一巻一三七頁)。

明治一五年四月二〇日、ドイツ総理大臣、オット・フォン・ビスマルク(黒鷲勲章保持者)に大勲位菊花大綬章、地方長官テイトマン(赤鷲勲章三等など保持者)、外務省外交部樞密審議官リヤルドおよびフォンクセロー(共に赤鷲勲章三等など保持者)の勲二等の議に対し外務大輔(外務次官)上野景範が否(同一巻二三〇頁)。

明治四三年五月二七日、東京高等商業英人教師アレキサンダー・ジョセフ・ハヤー Alexander Joseph Hareの勲四等より勲三等瑞宝章への進級につき否欄への押印一名(判読困難)(同五巻一七〇頁)。

(11) 同一巻三五九頁。

(12) 同二巻三三七頁。および三五九頁。山県有朋の訪欧の際のドイツ関係者一二名の叙勲は明治二二年七月六日に駐ドイツ公使に対し申請し、翌年三月一八日、裁可されているが、カウフマンについては遺漏があったためとして明治二三年一〇月八日山県首相から外務大臣に照会(依頼)がなされたものである。

なおこれに先立つ明治一九年二月九日、ボン大学東洋学教授ライン Johannes Justus Reinに対し、水害義捐金募集および著書「日本」の発行により、勲三等(旭日重光章)(同二巻七頁)。

- (13) 同二卷一三五―一三六頁。
- (14) 同二卷一四七頁。
- (15) 同二卷二八七頁。
- (16) 同二卷二四三頁。
- (17) とりきめが成立していたことを示唆する内部文書添付の写し書類が見られる（同二卷二八七頁）。
「獨逸特命全權公使へ叙勲ノ件ニ付外務大臣ノ回答概要」
本月十九日付貴簡接手致被見候陳ハ貴我互相叙勲ノ節ハ先以双方意見問合スベキ儀曩ニ貴国臨時代理公使タリシパロン・フォン・ドヨルンベルヒ貴下と協議済（此協議ハ去ル廿一年中口約ニシテ別ニ往復書ハ無之旨ナリ）ノ処貴連邦ババリヤ（以下連邦名略ス）ニ於テモ同伴ニ加入相成候旨御申越ノ趣致承知候云々 廿二年八月二三日」
また、ベルギーとの間にも同様の約が手紙の交換で成立していたことが同じく同じ文書に写しが添付されている。
「白耳義特命全權公使へ同上概要」
本月八日付貴簡接手陳ハ使臣ヲ叙勲シ又ハ其他ノ者ニテモ君主ヨリ寵遇ヲ表スル為随意叙勲セラルル分ハ格別其他一般ノ文武諸官ヲ叙勲スルニハ前以テ必ラス貴我政府ノ間ニ於テ互相協議スル様御取定ヲ被成度ニ付同意否御問合ノ趣致承知候右ハ我政府ノ最モ賛成スル所ニ候云々 明治二二年一月廿二日」
- (18) 同時に叙勲される人物らが共同等官であるので、同等の叙勲ありたいとのドイツ「外務大臣」ビスマルクの内請がありこれに従い変更した例も見られる。すなわちブランデンブルグ州学務局州学参事官ミュラー（ミュルレル）Müller勲四等を勲三等旭日章に、ベルリン大学法官ダウデ Paul Daude を勲五等を勲四等旭日章に変更した（明治二二年一月一八日裁可——なおこれはヴィルヒョウらへの叙勲停廃と同じ日付である）（同二卷二二六頁、二四一頁）。
- (19) 同二卷四二二頁。
- (20) Geist des römischen Rechts, 1. Bd. 2. Aufl. (1866) のタイトルページは Geh. Justizrath u. ordentl. Professor der Rechte im Gießen. とある。
- (21) プロイセン王冠勲章は一八六一年一〇月一八日創設され、赤鷲勲章と同等とされる（参照、F.W. Höfmann, Der preussische Rote Adler-orden und der Krönungs-orden in Urkunden und Bild, Berlin, 1879, S.65f.）。
ちなみに加藤弘之は明治四〇年九月独逸国皇帝ウィヘルム二世より「独逸語学を初めて日本で開いた功績として王冠一等勲

章 (Kronenorden der ersten Klasse)」を受贈 (『加藤弘之自叙伝』加藤弘之先生八〇歳祝賀会、大正四年二六頁)。なお、加藤は当時七二歳で、帝国学士院長の任にありすでに明治三八年一二月勲一等瑞宝章をうけている。

(22) 山県有朋は、長州藩出身であり、ドイツを訪問し、早くからドイツ学移入に努力してきている。ちなみに、明治一四年頃、西周がイエーリングの『権利のための闘争』を初めて邦訳するにつき、山県は同書の仏訳を入手し、原書と併せて西周に手渡したことが知られている (大久保利謙編『西周全集』二巻 (宗高書房、昭和四一年) 解説七三〇頁、西周宛山県 (明治一四(?)年) 七月四日付書簡)。

なお、西周より訳出されたものは、公刊されなかった、との見解が一般的である (大久保、同書七三二頁)。しかし、明治一九年に至り『独逸学協会雑誌』第三〇号—三三三号に「学士叵令氏権利争闘論」として四回にわたり分載されている (また、そのうち第三一号および第三二号がゲッチンゲン大学図書館 配架記号 Jur. Praec 90i に所蔵されている)。なお、『西周日記』明治一九年二月一七日 (今日益森来り、イエーリング氏ノ譯書ヲ促ス) 及び一八日 (叵會氏譯書ヲ探シ出シ、益森ニ状ヲ認置ク) にこれに関する記事が見られる (同三巻五四二頁以下)。従って、イエーリングの『権利のための闘争』序文における、「二八八六年、東京、西の日本語訳」は、事実に対応する。

(23) 坂根義久校注『青木周蔵自伝』(平凡社、昭和四五年) 参照。

(24) 『叙勲資料』二巻四三二頁。なお、西村捨也編『明治時代法律書解題』(酒井書店、一九六八年) によればシュルツェンスタイン『字独司法制度』(本多康道訳) 同『独逸刑事起訴予審手続』(三好退蔵訳) 同『字国法庭組織要論』(高橋讓訳) が訳出されている。

おわりに

(一) ヴィーアツカー教授によるイエーリングへの叙勲の指摘は、山口迪彦氏の尽力により、一方では、金子堅太郎に対する大胆な助言が日本語で残されていたことを再発見することに、また他方では、叙勲史料の中からイエーリン

グ叙勲資料の発掘へと導くこととなった。

その後の明治期海外渡航者研究の進展ならびに梅溪昇氏による『明治期叙勲史料集成』刊行により、イエーリングに会った日本人につき、また、叙勲の内部事情がより大きな観点から検討しうることとなった。さらに、イエーリングの手紙の発見も、資料の点で大きな意義がある。

それらの資料を検討し勲案したところを要約すれば、イエーリングへの勲二等旭日章の叙勲は、金子堅太郎がそのイニシアティブで当初申請しようとした者に含められてなかったのであるから、三好退蔵の協力なしではおそらく起こらなかったものと推測することが出来る。また、三好が単独でなした司法大臣フォン・シェリングらへの叙勲申請の場合とは異なり山県及び青木の両者の退任後にも実現されたのは、イエーリングへの期待の少なからぬものが関係者に抱かれていたためとも言えよう。そのことが、「自国王冠二等勲章保持」の事情と相まって大学教授に一般に授与されるより、高い勲位となったものと思われる。

(二) ローマ法研究者としてのイエーリングに関心を持つに過ぎなかった筆者が諸般の事情からシンポジウムにおいて報告を引受ける羽目となり、そのために、明治時代における西欧法学の継受という時代も場所も全く異なる分野に足を踏み入れることとなった。しかし、元来の資質・能力のみならず、対象の広さおよび深さのために多少の試みもそれが実を結ぶには程遠いことを痛感する。従って、ここでは、叙勲資料の、非専門家による表面的な分析にとどまることとなったことを遺憾とし、専攻研究者による今後の研究の進展を期待することとする。

説 論

追記 本稿の一部は「井上毅とイエーリング—イエーリングへの叙勲と明治期法学」と題して、九州法学会第八八回大会（於熊本大、平成四年一月二七日）で報告する機会を与えられたことを記し謝意を表す。